

「千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の予防等に関する取り組みの徹底等について、厚生労働省令が改正されたことに伴い、「千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）」を作成しました。

つきましては、この案に関するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

生活保護法に関する関係省令の一部改正に伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行う。

2 案の公表

(1) 公表期間

令和3年4月26日（月）～5月14日（金）

(2) 公表方法

- ア 市ホームページ掲載 【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/pbc>
- イ 市内施設での閲覧及び配布
保護課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、
各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和3年4月26日（月）～5月14日（金）※郵送の場合は当日消印有効

(2) 提出方法

件名、住所、氏名（ふりがな）または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記して、次のいずれかにより提出。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所1階 千葉市保護課

イ FAX 043-245-5541

ウ 電子メール hogo.HW@city.chiba.lg.jp

エ 持参 保護課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、
各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 5月号掲載

イ 市ホームページ 令和3年4月26日公表

【URL】 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/hogoshisetsuzyorei_r3kaisei.html

4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和3年5月下旬に市ホームページで公表予定（※住所、氏名等の個人情報は公表しません。）

5 今後の予定

令和3年5月 提出意見の考慮、施策の決定、意見概要等の公表

6月 令和3年第2回定例会に条例案を提出

8月 改正条例施行

6 添付資料

- (1) 別紙1 「千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正（案）の概要
- (2) 別紙2 厚生労働省令（国基準）